

# 第112回徳島県都市計画審議会議案

平成30年3月23日

徳島県都市計画審議会

## 第112回徳島県都市計画審議会議事進行順序

1 開会

2 会長挨拶

3 会議録署名者の指名

4 議題

(1) 議第516号 徳島東部都市計画臨港地区（徳島小松島港）の変更について  
(徳島県決定) P 1

(2) 議第517号 徳島東部都市計画臨港地区（橋港）の変更について  
(徳島県決定) P 11

(3) 議第518号 日和佐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
の変更について (徳島県決定) P 17

(4) 議第519号 牟岐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
の変更について (徳島県決定) P 31

5 閉会

## 議題

次のように付議されました。

平成30年3月23日

徳島県都市計画審議会





(議第516号)

都第696号  
平成30年3月9日

徳島県都市計画審議会会長 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



徳島東部都市計画臨港地区（徳島小松島港）の変更  
について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、  
次のとおり審議会に付議します。



## 徳島東部都市計画臨港地区の変更

都市計画徳島小松島港臨港地区を次のように変更する。

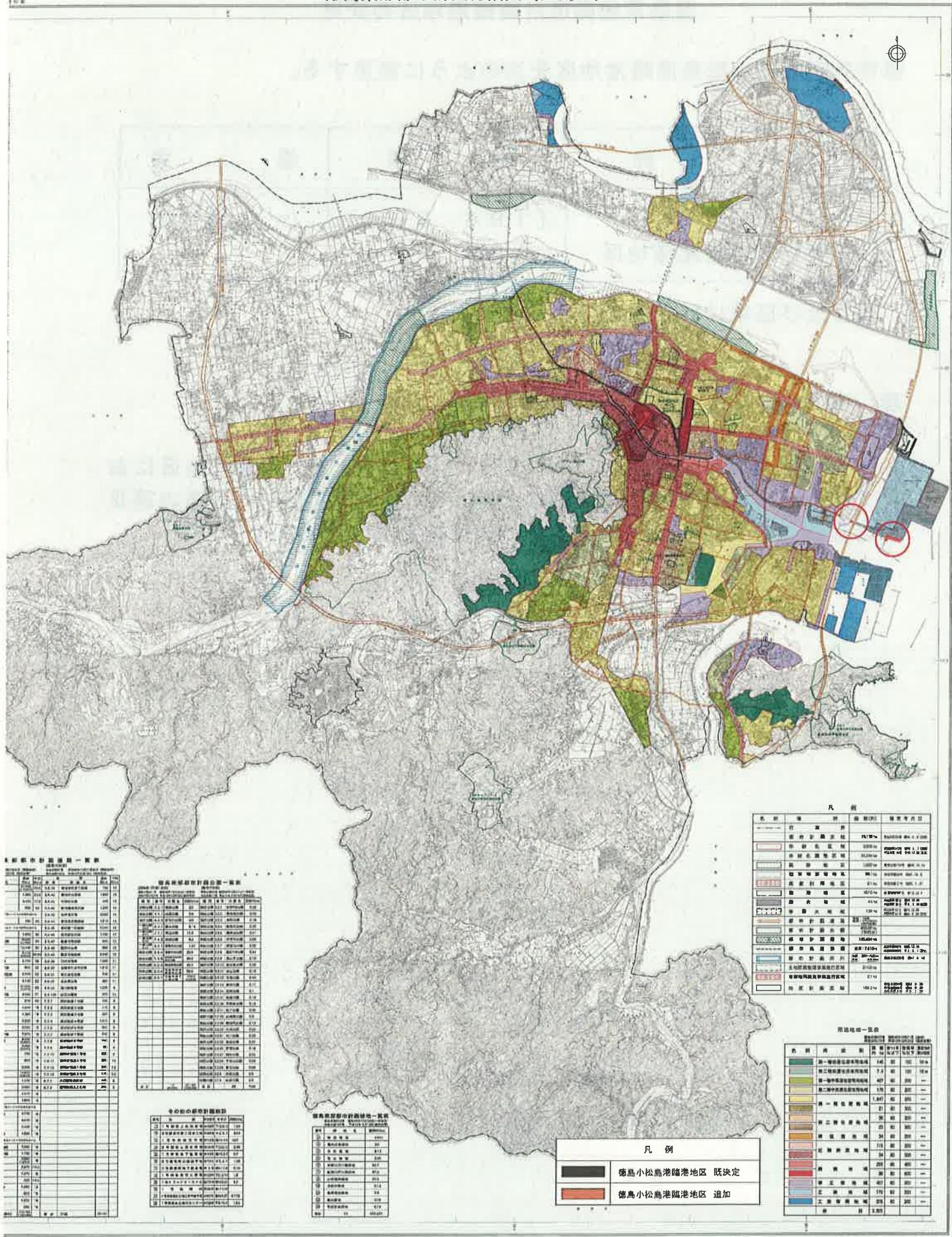
名 称	面 積	備 考
徳島小松島港臨港地区	[ 1 8 6 . 3 h a ] 1 8 9 . 1 h a	[ ] は変更前

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

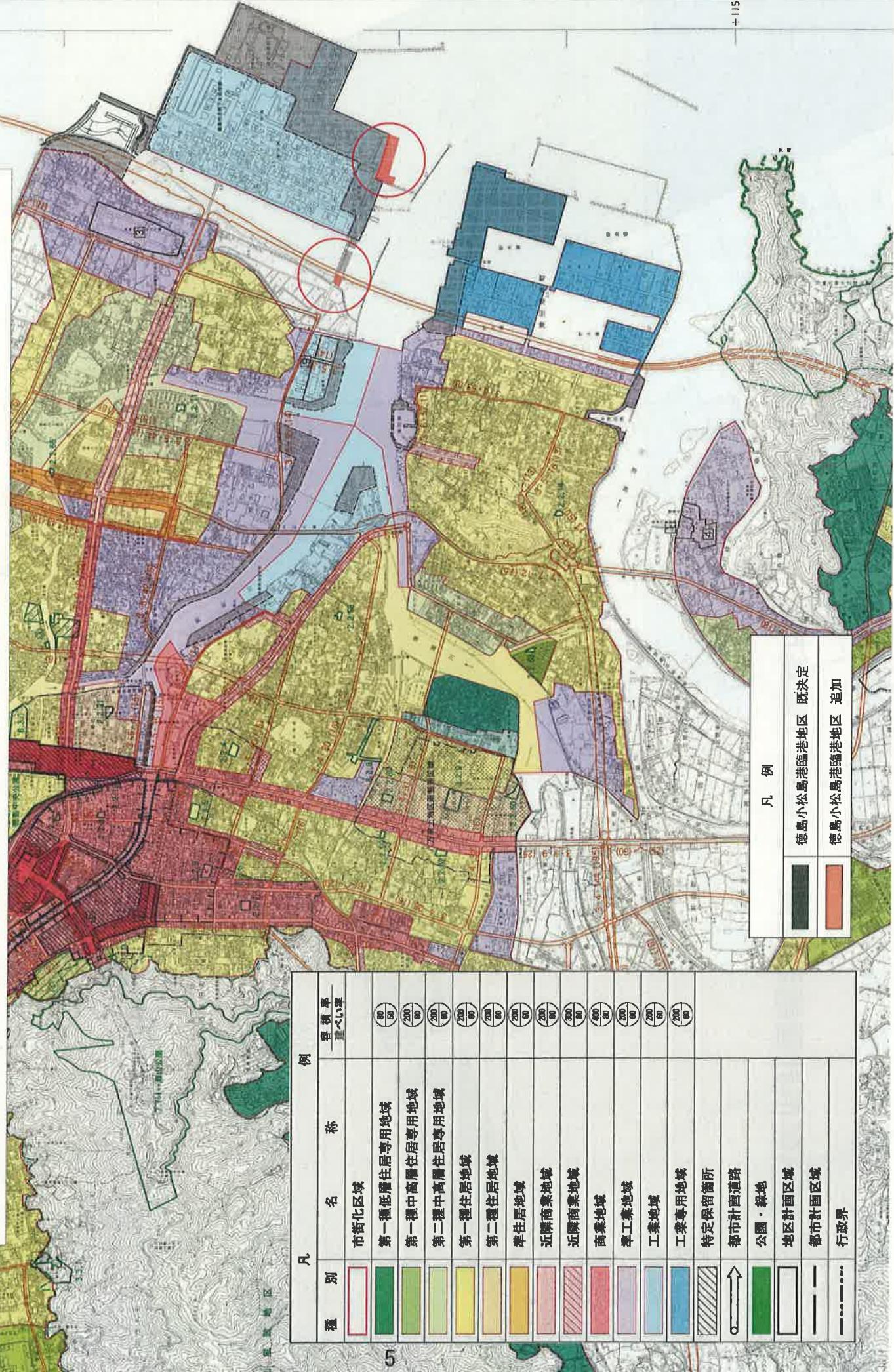
### 理 由

徳島小松島港臨港地区については、沖洲(外)地区、元根井地区において新しく埋立地の竣工などによる港湾施設の整備並びに港湾の適正な管理運営を図るために臨港地区の区域を変更するものである。

## 徳島東部都市計画総括図（徳島市）



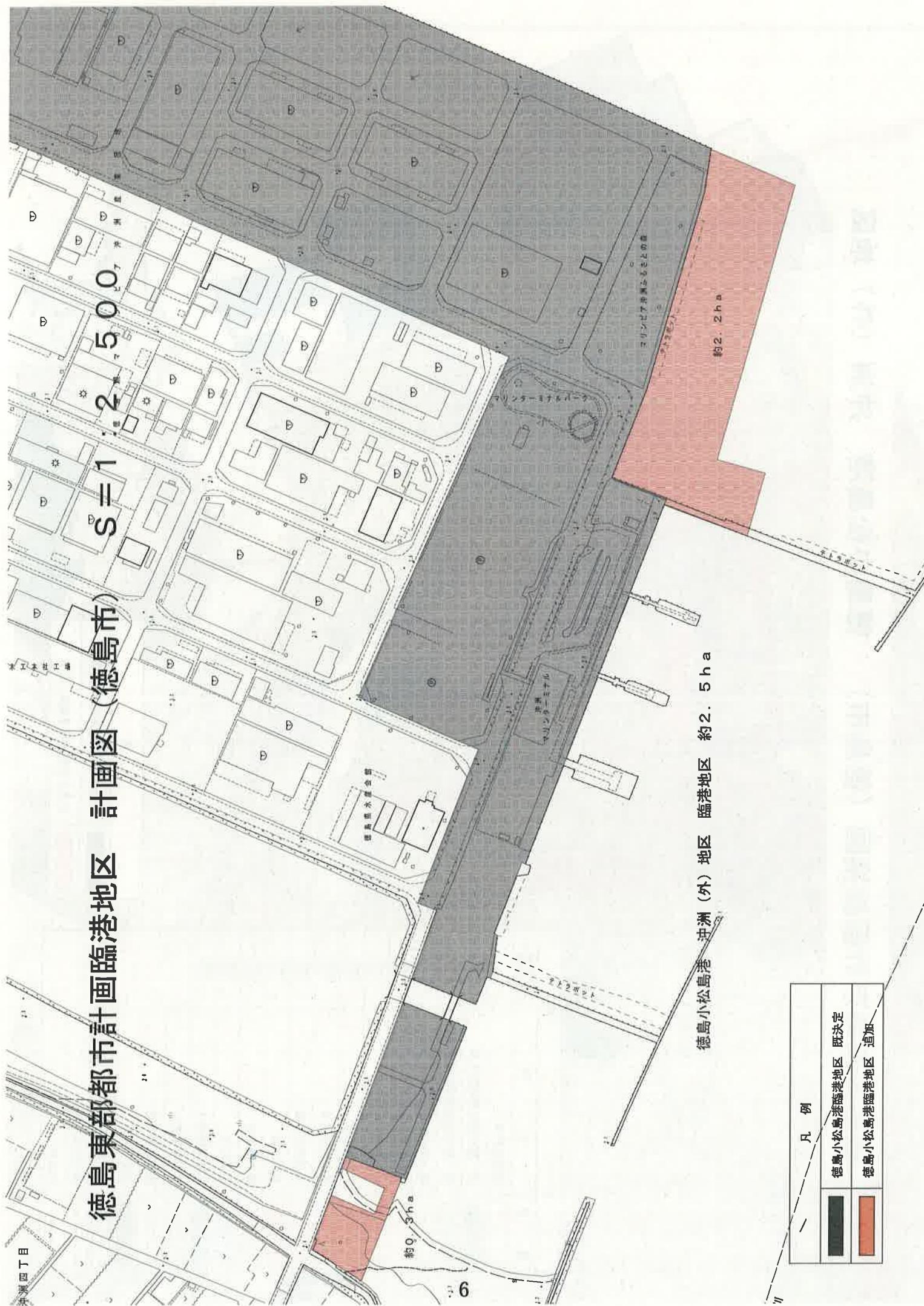
# 德島東部都市計画総括図（徳島市） 徳島小松島港沖洲（外）地区



# 徳島東部都市計画臨港地区

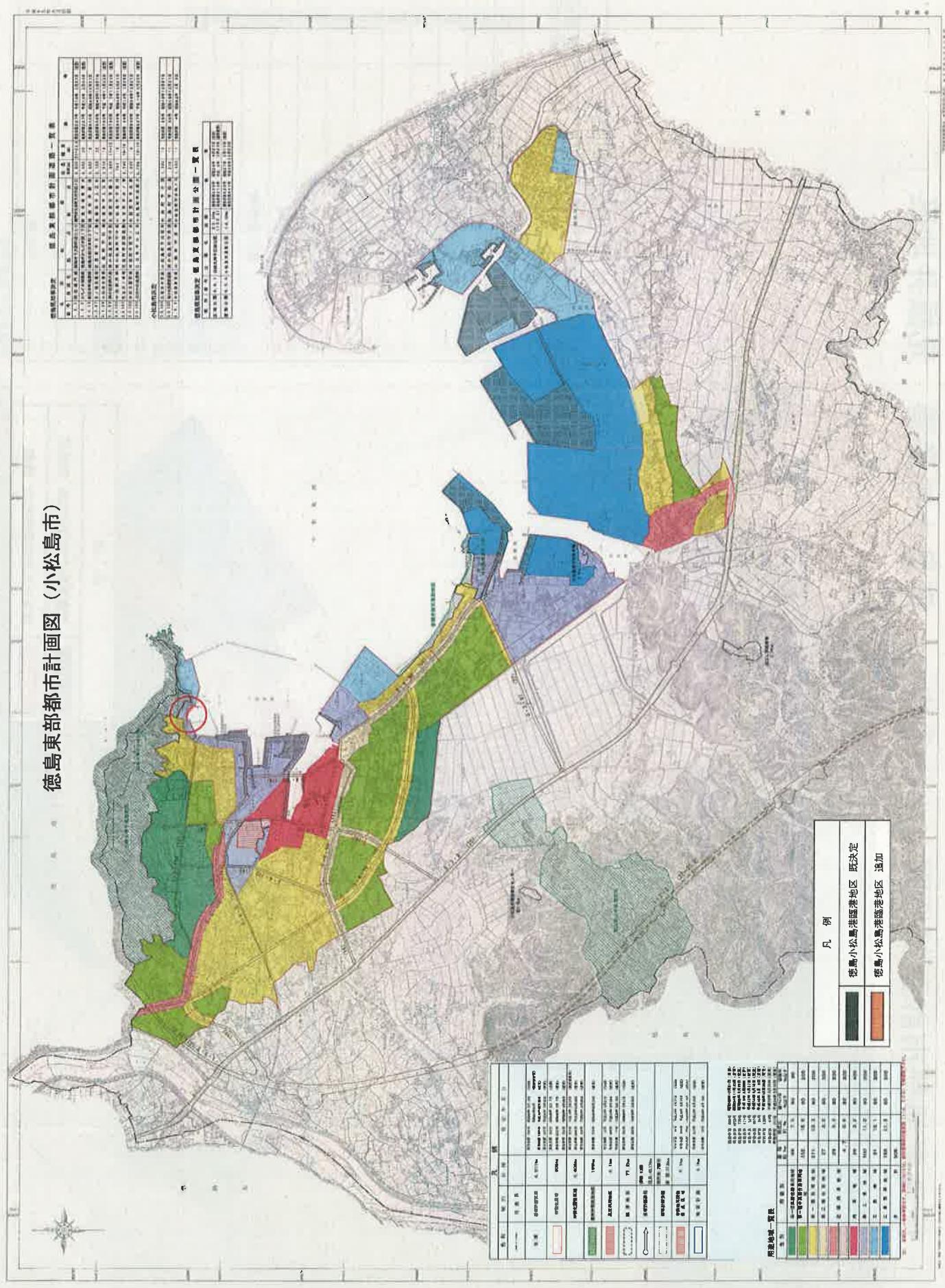
## 計画図 (徳島市)

S=1:2500



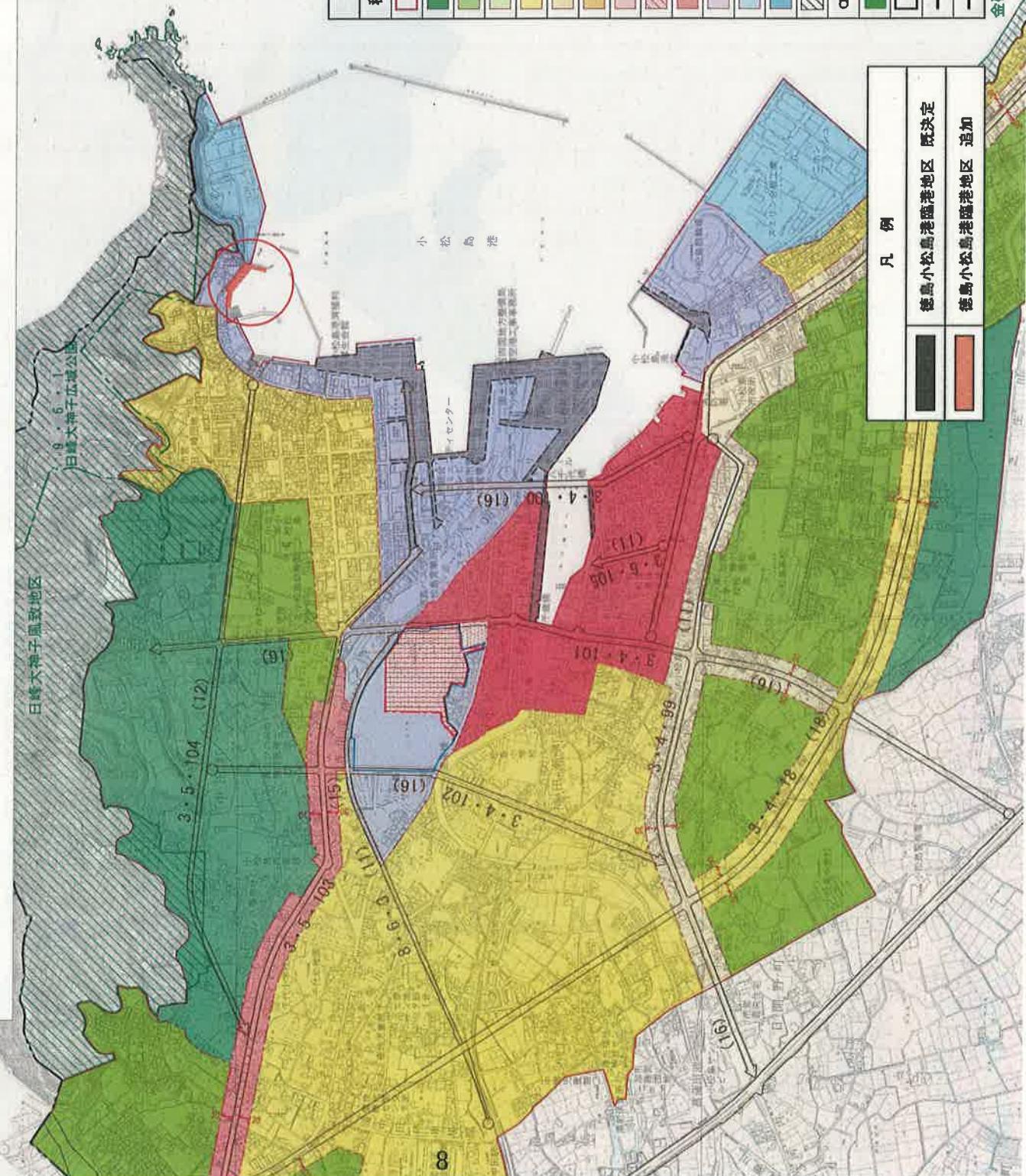
凡例	
徳島小松島港臨港地区 既決定	
徳島小松島港臨港地区 追加	

## 徳島東部都市計画図（小松島市）



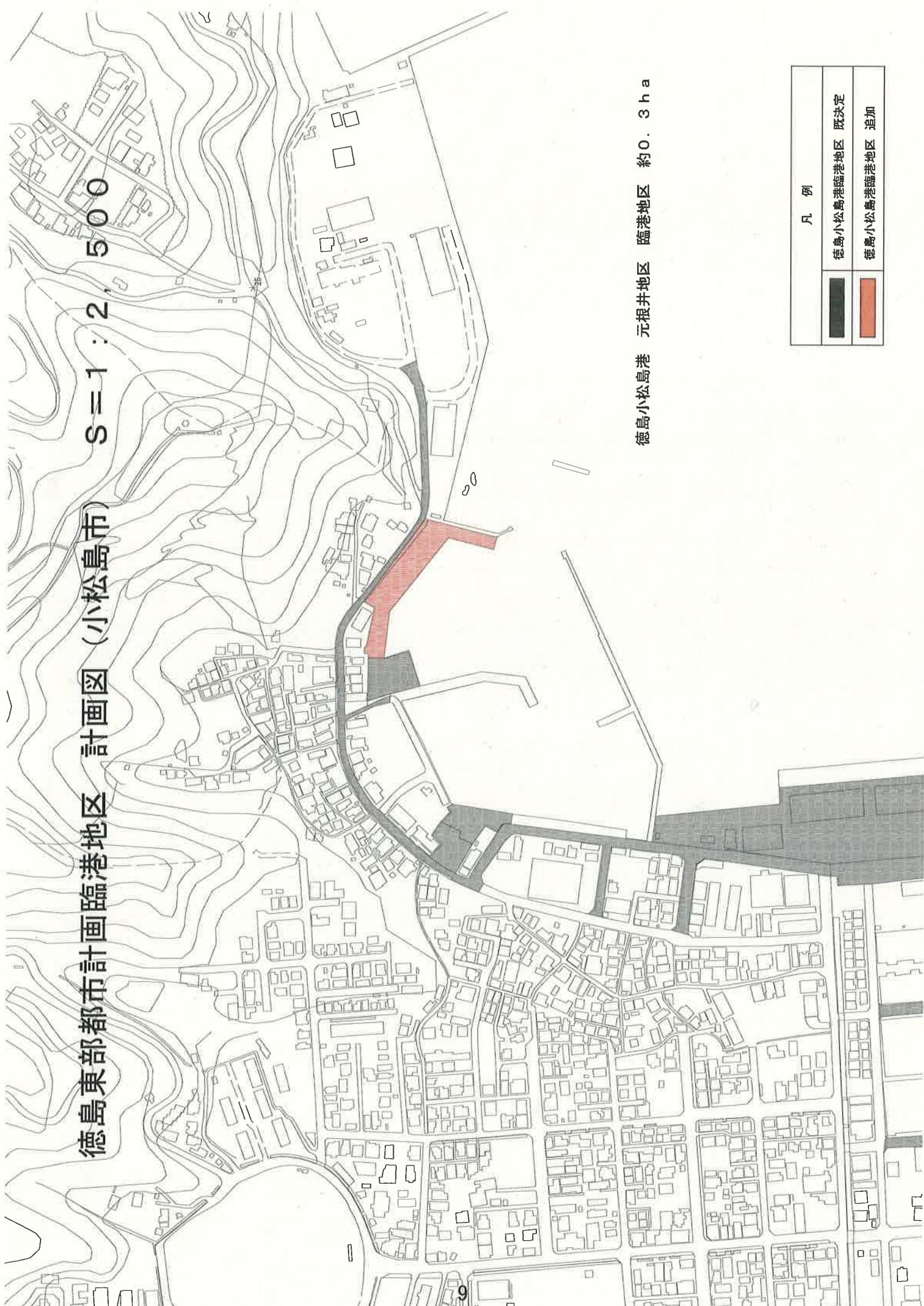
# 徳島東部都市計画総括図（小松島市）

## 徳島小松島港 元根井地区



# 徳島東部都市計画図(小松島市) 計画図

S = 1 : 2,500



徳島小松島港 元根井地区 臨港地区 約0.3ha

凡 例	
■	徳島小松島港臨港地区 既決定
■	徳島小松島港臨港地区 追加





(議第 517 号)

都第 697 号  
平成 30 年 3 月 9 日

徳島県都市計画審議会会长 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



徳島東部都市計画臨港地区（橋港）の変更  
について（付議）

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、  
次のとおり審議会に付議します。

君子之學猶猶  
如小童者學之尚淺

學問之深淺

人情事理之學  
如小童者學之尚淺

學問之深淺

## 徳島東部都市計画臨港地区の変更

都市計画橘港臨港地区を次のように変更する。

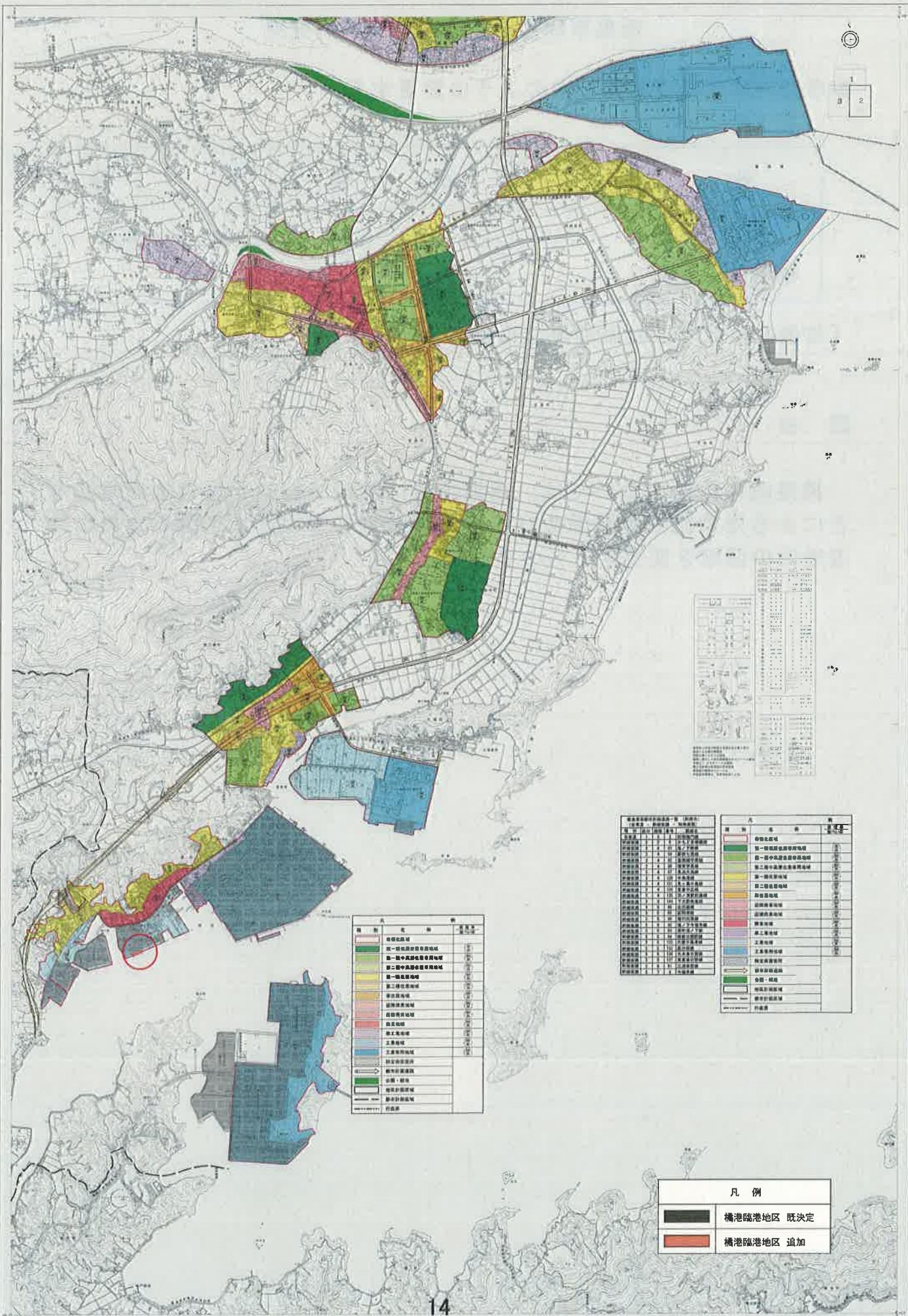
名 称	面 積	備 考
橘港臨港地区	[ 190. 3 ha ] 190. 5 ha	[ ]は変更前

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

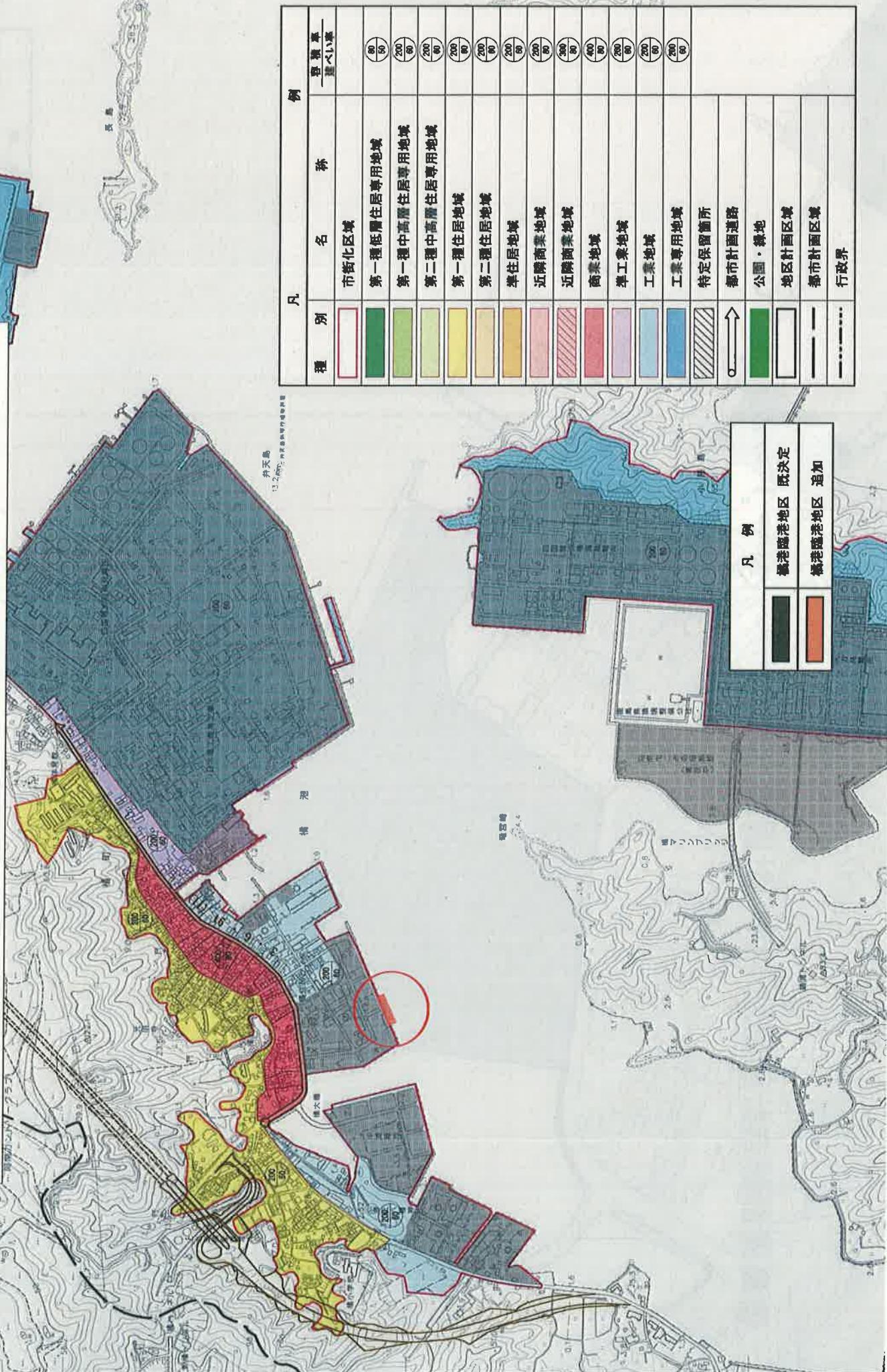
### 理 由

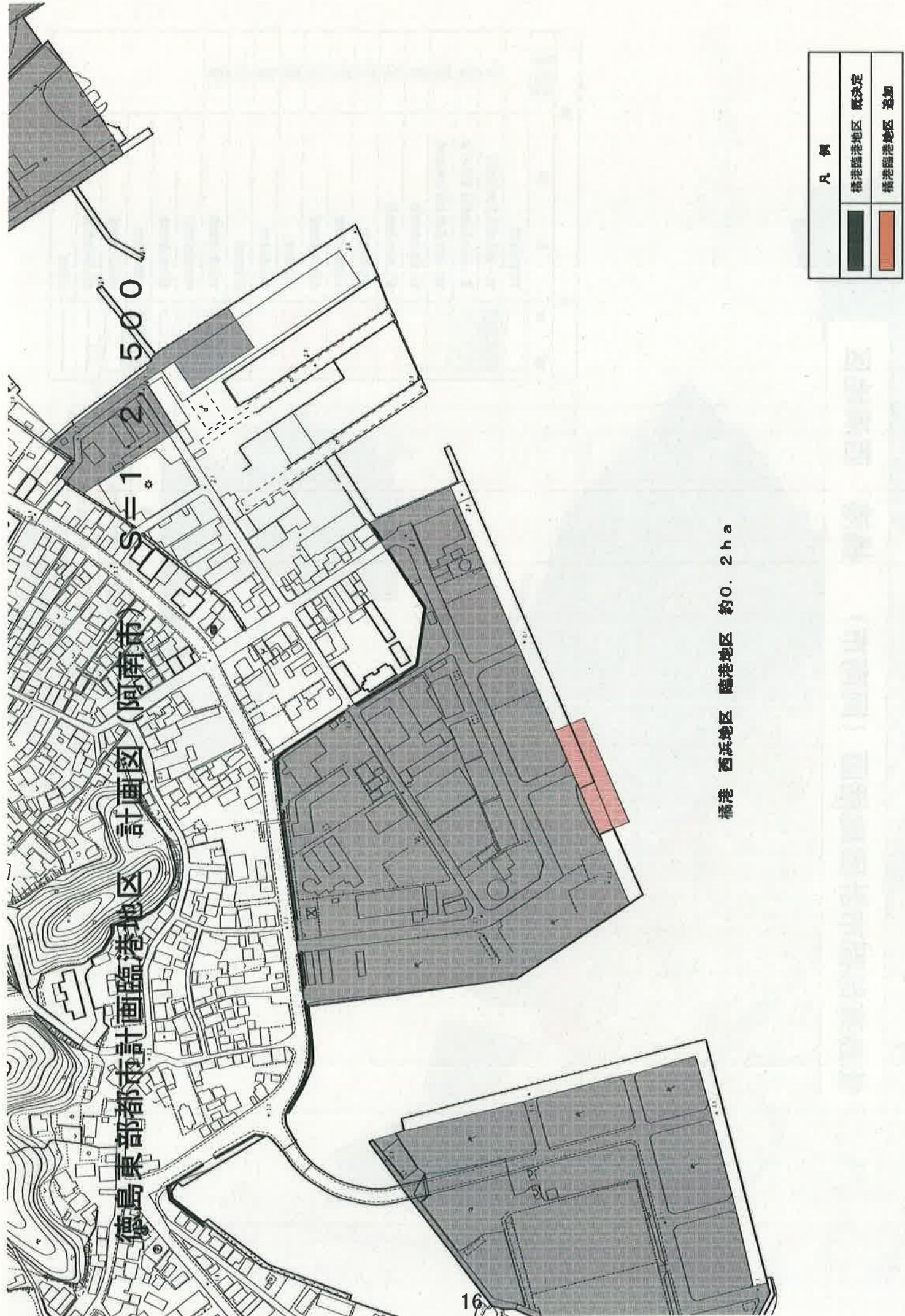
橘港臨港地区については、西浜地区において新しく埋立地の竣工などによる港湾施設の整備並びに港湾の適正な管理運営を図るために臨港地区の区域を変更するものである。

# 徳島東部都市計画総括図 (阿南市)



# 徳島東部都市計画総括図（阿南市） 橋港 西浜地区







(議第518号)

都第698号  
平成30年3月9日

徳島県都市計画審議会会长 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



日和佐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、  
次のとおり審議会に付議します。



日和佐都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(案)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、次のように変更する。

徳 島 県

日和佐都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(“新未来” 日和佐都市計画区域マスタープラン)  
(案)

平成30年3月

徳 島 県

## 【目次】

1. 基本的考え方	
2. 都市計画の目標	
2-1 基本的事項	2
1) 目標年次	
2) 範囲	
2-2 都市づくりの基本理念	2
1) 現状と課題	
2) 都市づくりの理念	
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	
3-1 区域区分の有無	3
4. 主要な都市計画の決定の方針	
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
1) 土地利用の基本方針	
2) 主要用途の配置の方針	
3) 土地利用の方針	
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	6
1) 市街地開発の方針	
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
1) 基本方針	
2) 主要な緑地の配置の方針	
3) 主要な施設の整備目標	

## 1. 基本的考え方

「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするとともに、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものである。

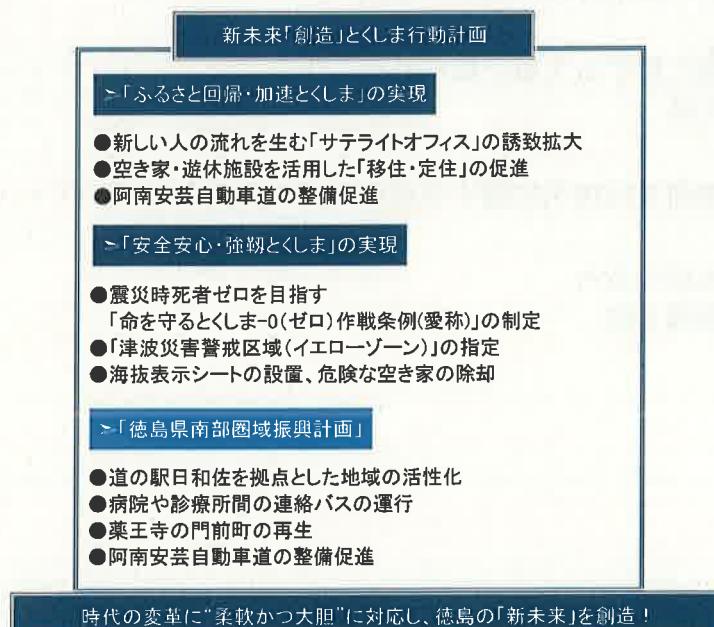
日和佐都市計画区域マスタープランは平成16年5月に策定したが、その後、本都市計画区域では、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスタープランの重要度は一層高まっていることから、バックキャスティングの視点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について、将来の南部圏域の都市計画区域のあり方を見据えて検討し、見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから区域区分は定めないとしているが、近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、また、大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「復興まちづくり」を見据えた取り組み、さらには、「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進、ＩＣＴ活用による多様な働き方の創出、歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用などを主要な都市計画の決定方針に定め、「地方創生の旗手・徳島」として、これらの取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた新たなまちづくりの考え方のもと、進化したマスタープランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスタープランは、新しい考え方を取り入れながら、適宜、見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。



## 2. 都市計画の目標

### 2-1 基本的事項

#### 1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

#### 2) 範囲

日和佐都市計画区域（以下、「本区域」という）は美波町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区 域	市町名	範 囲	面積 (ha)	備考 (行政区域)
日和佐都市計画区域	美波町	行政区域の一部	1,550 ha	14,080 ha

注：平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

### 2-2 都市づくりの基本理念

#### 1) 現状と課題

美波町は、平成18年3月に日和佐町と由岐町が合併し誕生したまちであり、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、古くから漁業基地として、また四国靈場23番札所薬王寺の門前町として栄えてきた。

町域の大部分を山地が占め、東部の明神山、北部の後世山、中央部の玉厨子山、西部の八郎山等の山々が連なっている。また、海岸部は、風光明媚なリアス式海岸で、千羽海岸やアカウミガメの産卵地である大浜海岸等を有し、室戸阿南海岸国定公園の中央部に位置している。

近年、若年層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の4割を超えるなど、高齢化が進行している。

また、山並みが海岸近くまで迫り平坦部が少なく、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、過去に南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けている。南海トラフ地震は、100年～150年の間隔の周期で繰り返し発生しており、地震調査研究推進本部によると平成29年1月1日時点において、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%程度となっている。さらに沿岸部の市街地のほとんどが津波災害警戒区域（イエローゾーン）に含まれており、避難困難地域が存在している。

加えて、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の影響により台風や集中豪雨、浸水や土砂災害の被害等のリスクが高まることが危惧されている。

このようなことから、人口減少や超高齢社会に対応した住みやすい都市として、都市基盤の質の向上を図るとともに、大規模自然災害からすべての人命を守るという視点や災害発生直後からの救援、医療活動の迅速化及び必要不可欠な行政機能等の確保、災害発生後であつ

ても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるといった視点からの都市づくりが課題となっている。

## 2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上に留意した都市づくりを目指している。

また、「第2次美波町総合計画」では、美波町の目指す将来像を「海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち～住んでよかったですと実感できるまちを目指して～」とし、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりがいつまでも、安心して健やかにいきいきと暮らし、住んでよかったですと実感できるまち、そして、訪れた人が住んでみたいと思えるまちの実現を目指すと位置づけている。さらに、四国沿岸部においては南海トラフ地震の発生が懸念されるなど、地震や津波対策など総合的な防災対策の充実も求められている。

そこで、本区域においては、「恵まれた自然と共生し、住み続けたくなる安全安心のまちづくり」を将来像とし、まちづくりの理念を次のとおり定める。

- ・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり
- ・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり
- ・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

## 3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

### 3-1 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

- ・過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。
- ・工業出荷額及び商品販売額は減少傾向にあり、開発圧力及び農地転用も低調であるため、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。
- ・本区域では、JR日和佐駅周辺の市街地において用途地域が指定されており、今後も用途地域により土地利用誘導を行うことが適当と考えられる。

## 4. 主要な都市計画の決定の方針

### 4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用の基本方針

東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

#### 2) 主要用途の配置の方針

本区域の市街地は、住宅を中心として形成されており、町役場や官公庁、商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

四国霊場第23番札所薬王寺の門前町である桜町通りや日和佐駅東側などの中心市街地に商業地を配置し、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

また、市街地周辺部には軽工業等の用に供する工業地を配置し、住宅等の周辺環境との調和を図る。

JR日和佐駅周辺については、駅舎と連携して整備されている道の駅日和佐を中心とした広域的な情報発信・交流拠点としての土地利用を図る。

また、必要に応じて用途地域の見直しを行い、適切な規制・誘導を進める。

### 3) 土地利用の方針

#### a) 地域拠点の形成に関する方針

うみがめ博物館カレッタなどの文化施設、四国霊場23番札所薬王寺とその周辺の門前町の町並みなどの歴史的資産、恵比須浜キャンプ村などのレクリエーション施設、道の駅日和佐などの広域的な情報発信・交流拠点については、周辺の町並みや自然環境に配慮し、外観のデザインや看板等が周辺と調和した景観づくりを行うとともに、段差の解消など、人にやさしい整備を進め、周辺観光資源と相互に連携した美波町の顔としての魅力の向上を図る。

また、全国屈指の光ブロードバンド環境によりICTを活用した多様な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの企業誘致、新たな産業の創出に努める。

#### b) 居住環境の改善又は維持に関する方針

日和佐浦地区等の地震時等に著しく危険な密集市街地については、狭隘道路の改善、災害時の避難路やオープンスペースの確保を図る。

また、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用を進める。

さらに、老朽化した公営住宅などの建て替え等により、定住環境の向上を図る。

#### c) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知や海拔表示シートの設置により災害エリアを明確化し、住民の防災意識の向上を図る。加えて、避難路や津波避難タワー等の避難施設の確保に努めるほか、主要な避難路の沿道建物の耐震化等の促進に努める。

また、公共施設の耐震化・長寿命化はもとより、大規模地震発災後の早期の復旧・復興に向け、医療・介護施設と連携した新たな防災・交流拠点の整備をはじめ、津波浸水想定区域からの移転用地、移住・定住を促す住宅地等の機能を有する高台等の整備と応急仮設住宅の建設を想定したリバーシブルな公園整備を進める。

さらには、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、平時から、復興まちづくりの整備手法の検討や住民の意向把握、合意形成に努めるとともに、復興まちづくり計画を見据え、地籍調査の推進や復興阻害要因となる所有者不明地の解消に努める。

#### d) 優良な自然環境との共生に関する方針

アカウミガメの産卵地である大浜海岸や県下最大級の海蝕洞である恵比須洞をはじめとした海辺の自然環境を保全するとともに、市街地を一望できる日和佐城公園など、景観を楽しむスポットを観光資源として活用し、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進める。

## 4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a) 基本方針

##### ○交通体系の整備の方針

本区域では、主要幹線道路として一般国道55号が通過し、またJR牟岐線も並走するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいるが、JRなど公共交通の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持確保が困難になることが懸念されている。

また、地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として、平成23年度に日和佐道路が全線開通し、町内外の連携が図られているが、日和佐道路以南については事業化されておらず、市街地の補助幹線道路や地区内道路については、歩道等が未整備であったり、狭隘道路も多いなど、防災上の課題も抱えている。

このようなことから、一般国道55号や日和佐道路については、引き続き、適正な機能維持に努め、「命の道」として広域的な連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進及びこれらの主要な幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上を図る。

また、JRやバスなどの公共交通の利用促進に努め、その維持・存続を図るほか、地域に根ざした公共交通ネットワークの形成に努める。

##### ○整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

#### b) 主要な施設の配置の方針

##### ・主要幹線道路

近接する都市との安全で広域的な連携を強化する一般国道55号及び日和佐道路の適切な機能維持・強化を図るとともに阿南安芸自動車道の整備を促進する。

##### ・補助幹線道路及び地区内道路

子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、病院等への安全で快適な交通ネットワークづくりに努める。

#### c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

- ・阿南安芸自動車道
- ・(主) 日和佐小野線(恵比須浜バイパス)
- ・都) 日和佐浦西線
- ・都) 日和佐浦東線

### 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### a) 基本方針

##### ○下水道及び河川の整備方針

##### ・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、浄化槽の設置を推進する。

### ・河川

既存施設の適正な機能維持に加え、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに、南海トラフ地震に備えた地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靭化を図る。また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

#### ○整備水準の目標

##### ・下水道

事業計画（処理面積約75.9ha）に基づき公共下水道の整備を推進する。

##### ・河川

適正な機能維持を図るとともに、洪水に対する安全度を高めるための治水対策や、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

##### ・海岸

適正な機能維持を図り、地震・津波対策を計画的に進める。

### b) 主要な施設の配置の方針

#### ・下水道

本区域の南部に処理場が配置されている。また、下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。

#### ・河川

既存施設の維持管理に努めるとともに、洪水を安全に流下させるため築堤や河道掘削等の河川整備や、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。また、砂防事業などの事業進捗を図る。

#### ・海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修などを推進する。

### c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

#### ・下水道

- ・美波町公共下水道

#### ・河川

- ・日和佐川
- ・奥瀬川

#### ・海岸

- ・恵比須浜漁港海岸
- ・日和佐港海岸

## 4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

## 4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

都市計画区域内には、厄除橋そばの日和佐川親水公園や竜宮公園など町民のレクリエーションの場としての公園が整備されているものの、都市計画公園として整備、計画されているものはない。

公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

### 2) 主要な緑地の配置の方針

#### a) 環境保全系統

日和佐川やその支流の北河内谷川、奥潟川などの河川環境や千羽海崖、アカウミガメの産卵地として知られる大浜海岸などの海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

#### b) レクリエーション系統

竜宮公園や日和佐川親水公園などの既設公園の適切な維持を図るほか、さらなる機能の充実に努める。また、市街地での遊休地等を活用したポケットパークなどの身近な公園の整備を図る。

#### c) 防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努め、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は町民の憩いの場として、地震・津波等の自然災害の発災時には防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

#### d) 景観構成系統

国定公園を形成する海岸やその周辺部の一体的な景観保全に努めるほか、良好な景観を形成する市街地周辺部の農地や森林の適切な保全を図る。

また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るため、住民による民有地内緑化等の推進を図る。

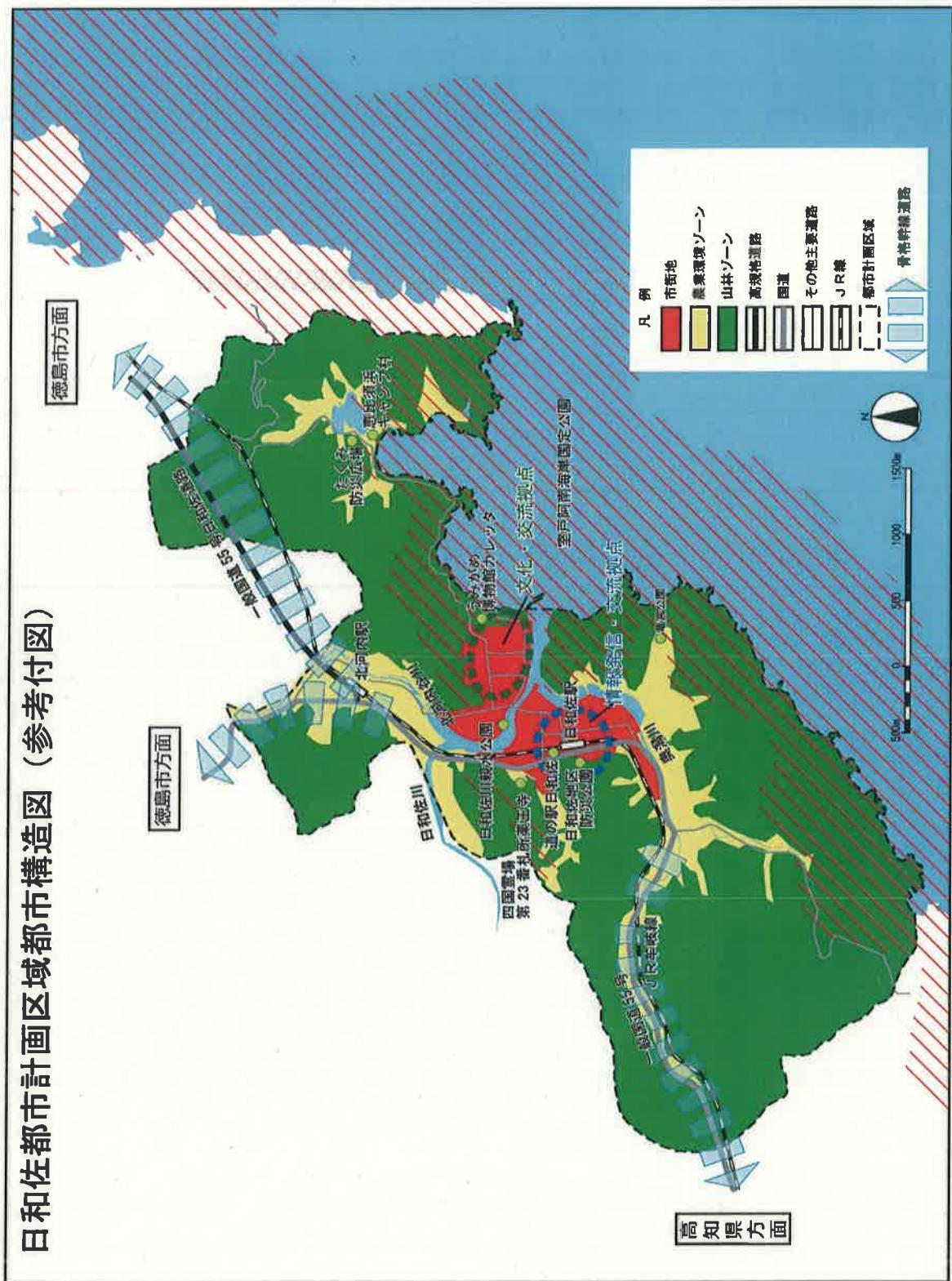
さらに、薬王寺の門前町として形成されてきた風情ある町並みをはじめ、各地域の特徴に応じた歴史、文化資産と調和した町並み等の保全と活用に努める。

### 3) 主要な施設の整備目標

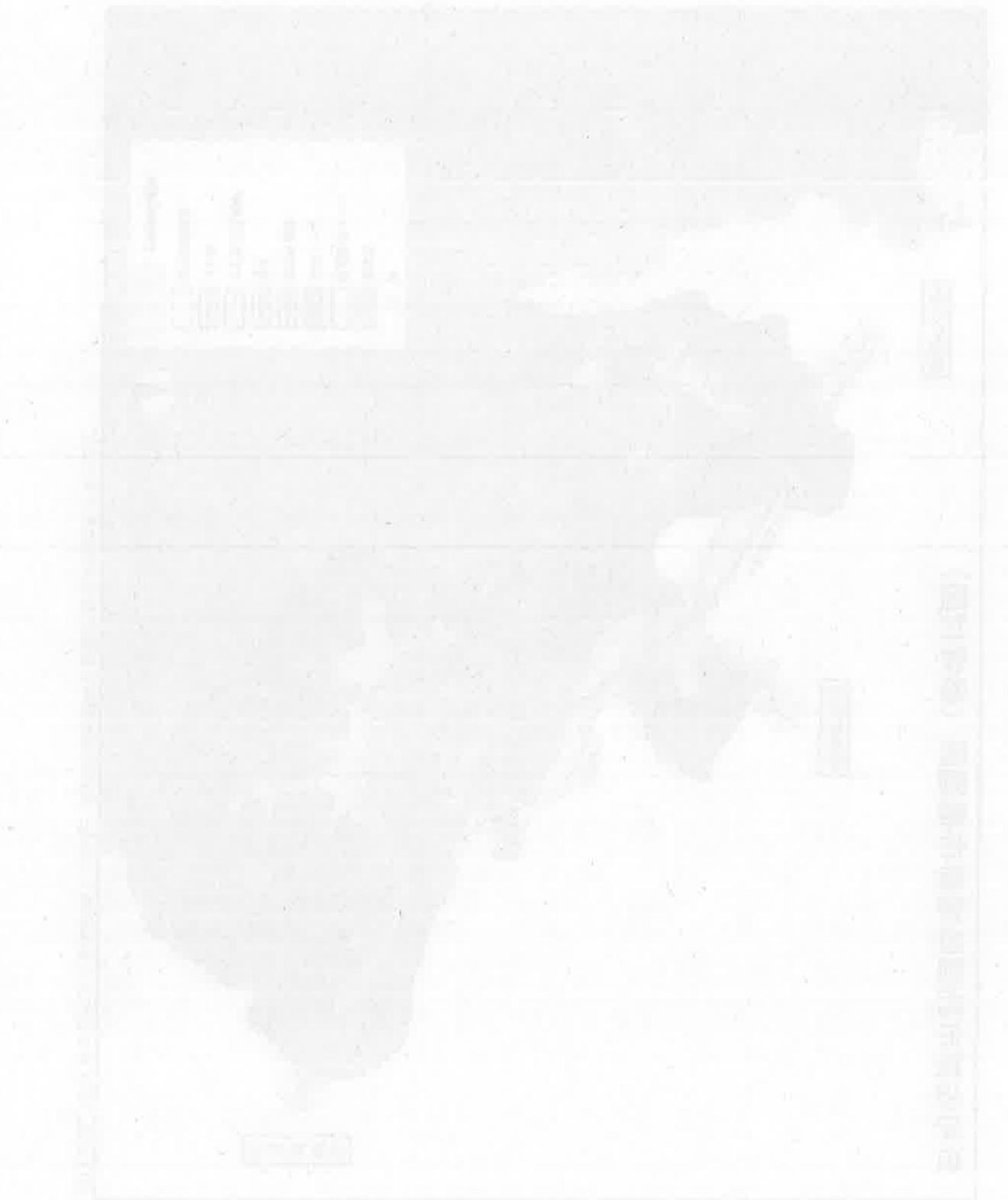
優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・日和佐地区防災公園
- ・たくみ防災広場

## 日和佐都市計画区域都市構造図（参考付図）



※上記は、マスター・プラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



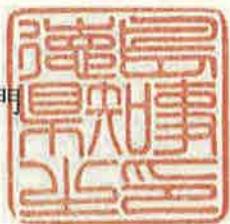


(議第519号)

都第699号  
平成30年3月9日

徳島県都市計画審議会会长 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



牟岐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、  
次のとおり審議会に付議します。

新北市立圖書館  
新北市立圖書館

新北市立圖書館  
新北市立圖書館

**牟岐都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(案)**

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、次のように変更する。

**徳 島 県**

## **牟岐都市計画**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**(“新未来” 牟岐都市計画区域マスタープラン)**

**(案)**

**平成30年3月**

**徳 島 県**

## 【目次】

1. 基本的考え方	
2. 都市計画の目標	
2-1 基本的事項	2
1) 目標年次	
2) 範囲	
2-2 都市づくりの基本理念	2
1) 現状と課題	
2) 都市づくりの理念	
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	
3-1 区域区分の有無	3
4. 主要な都市計画の決定の方針	
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
1) 土地利用の基本方針	
2) 主要用途の配置の方針	
3) 土地利用の方針	
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	6
1) 市街地開発の方針	
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
1) 基本方針	
2) 主要な緑地の配置の方針	

## 1. 基本的考え方

「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするとともに、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものである。

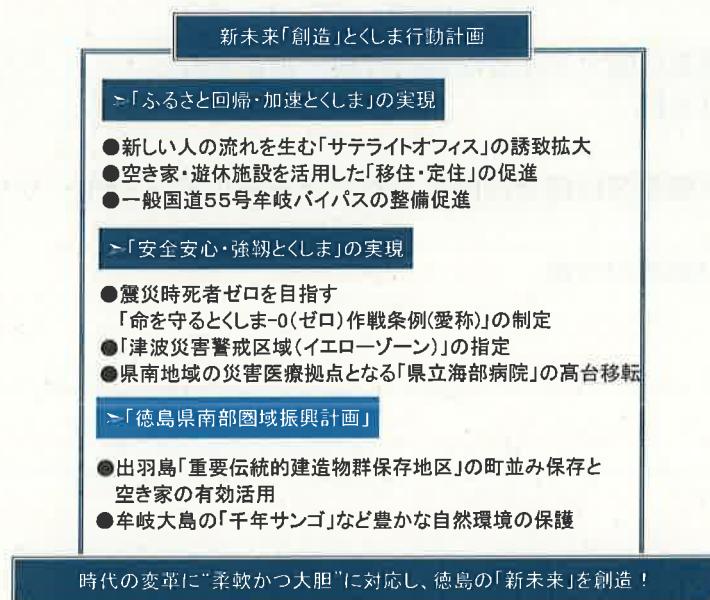
牟岐都市計画区域マスタープランは平成16年5月に策定したが、その後、本都市計画区域では、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスタープランの重要度は一層高まっていることから、バックキャスティングの視点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について、将来の南部圏域の都市計画区域のあり方を見据えて検討し、見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから区域区分は定めないとしているが、近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、また、大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「復興まちづくり」を見据えた取り組み、さらには、「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進、ＩＣＴ活用による多様な働き方の創出、歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用などを主要な都市計画の決定方針に定め、「地方創生の旗手・徳島」として、これらの取り組みを踏まえ、「一步先の未来」を見据えた新たなまちづくりの考え方のもと、進化したマスタープランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスタープランは、新しい考え方を取り入れながら、適宜、見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。



## 2. 都市計画の目標

### 2-1 基本的事項

#### 1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

#### 2) 範囲

牟岐都市計画区域（以下、「本区域」という）は牟岐町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

区 域	市町名	範 囲	面積 (ha)	備考 (行政区域)
牟岐都市計画区域	牟岐町	行政区域の一部	2,250 ha	5,662 ha

注：平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

### 2-2 都市づくりの基本理念

#### 1) 現状と課題

海部郡のほぼ中央に位置する牟岐町は、古くから漁業基地として、またJR牟岐線のターミナル都市として栄えてきた。

地形的には極めて変化に富み、山々を縫って流れる牟岐川や内妻川、さらに海岸線はリニア式海岸の変化に加え、海岸線一体は室戸阿南海岸国定公園の指定を受けている。

近年、若年層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の4割を超えるなど、高齢化が進行している。

また、山並みが海岸近くまで迫り平坦部が少なく、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便なだけでなく、防災上の課題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、過去に南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けている。南海トラフ地震は、100年～150年の間隔の周期で繰り返し発生しており、地震調査研究推進本部によると平成29年1月1日時点において、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%程度となっている。さらに沿岸部の市街地のほとんどが津波災害警戒区域（イエローゾーン）に含まれており、避難困難地域が存在している。

加えて、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の影響により台風や集中豪雨、浸水や土砂災害の被害等のリスクが高まることが危惧されている。

このことから、人口減少や超高齢社会に対応した住みやすい都市として、都市基盤の質の向上を図るとともに、大規模自然災害からすべての人命を守るという視点や災害発生直後からの救援、医療活動の迅速化及び必要不可欠な行政機能等の確保、災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるといった視点からの都市づくりが課題となっている。

## 2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、「牟岐町総合計画」では、「自然と共生し、健やかで活力ある、夢と緑と黒潮のまち」を目指し、町民と行政の協働により、本町の特性・資源を最大限に活かした活力と賑わいを生み出すまちづくりを進め、子どもから高齢者まですべての町民が心身ともに健やかに支え合いながら充実した生活を送ることができ、真の豊かさを実感できる元気な「徳島県南部に輝くスローライフ拠点・牟岐町」を創り上げていくこととしている。さらに、四国沿岸部においては南海トラフ地震の発生が懸念されるなど、地震や津波対策など総合的な防災対策の充実も求められている。

そこで、本区域では、「快適な暮らしのできる安全な住環境の形成と、恵まれた自然環境のもと、人々が交流する夢あふれるまちづくり」を将来像とし、まちづくりの理念を次とおり定める。

- ・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり
- ・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり
- ・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

## 3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

### 3-1 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

- ・過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。
- ・工業出荷額及び商品販売額は減少傾向にあり、開発圧力及び農地転用も低調であるため、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

## 4. 主要な都市計画の決定の方針

### 4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用の基本方針

東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえ、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

#### 2) 主要用途の配置の方針

本区域の市街地は、住宅を中心として形成されており、町役場や商業施設との近接性を生かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

また、JR牟岐駅周辺や一般国道55号沿道などの商業施設が立地する区域は、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

### 3) 土地利用の方針

#### a) 地域固有の資源の活用に関する方針

海の総合文化センターや、少年自然の家、モデル木造施設モラスコむぎなどの交流施設が存在するほか、出羽島や内妻海岸など豊かな自然資源が存在する。

これら特色ある施設や資源を活かしていくため、周辺環境の整備や機能の充実等、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

また、全国屈指の光ブロードバンド環境によりＩＣＴを活用した多様な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの企業誘致、新たな産業の創出に努める。

#### b) 居住環境の改善又は維持に関する方針

灘宇宮田地区に代表される地震時等に著しく危険な密集市街地については、狭隘道路の改善、災害時の避難路やオープンスペースの確保を図る。

また、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用を進める。

さらに、老朽化した公営住宅などの建て替え等により、定住環境の向上を図る。

#### c) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知や海拔表示シートの設置により災害エリアを明確化し、住民の防災意識の向上を図る。加えて、避難路や津波避難タワー等の避難施設の確保に努めるほか、主要な避難路の沿道建物の耐震化等の促進に努める。

また、公共施設の耐震化・長寿命化はもとより、大規模地震発災後の早期の復旧・復興に向け、県立海部病院を核とする新たな防災・医療拠点づくりのための周辺整備を進め、移転後の跡地利用については、津波浸水想定区域内にあるという災害リスクを配慮しつつ、地域の意向を踏まえた活用に努める。

さらには、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、平時から、復興まちづくりの整備手法の検討や住民の意向把握、合意形成に努めるとともに、復興まちづくり計画を見据え、地籍調査の推進や復興阻害要因となる所有者不明地の解消に努める。

#### d) 優良な自然環境との共生に関する方針

日本で唯一となる出羽島大池のシラタマモ自生地やオーシャンビューとして日本風景街道にも登録された、南阿波サンライン・風景街道など全国に誇る自然や景観を保全・活用し、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進める。

## 4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a) 基本方針

##### ○交通体系の整備の方針

本区域では、主要幹線道路として一般国道55号が通過し、またJR牟岐線も並走するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいるが、JRなど公共交通の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持確保が困難になることが懸念されている。

また、津波回避バイパスとなる一般国道55号牟岐バイパスの整備が進んでいるが、

地域高規格道路である阿南安芸自動車道については、日和佐道路以南が事業化されておらず、市街地の道路は、歩道等が未整備であったり、狭隘道路も多いなど、防災上の課題も抱えている。

このようなことから、津波回避バイパスとなる一般国道55号牟岐バイパス及び「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進及びこれらの主要な幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上を図る。

また、JRやバスなどの公共交通の利用促進に努め、その維持・存続を図るほか、地域に根ざした公共交通ネットワークの形成に努める。

#### ○整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進めること。

### b) 主要な施設の配置の方針

#### ・主要幹線道路

近接する都市との安全で広域的な連携を強化する一般国道55号の適切な機能維持・強化を図るとともに一般国道55号牟岐バイパスや阿南安芸自動車道の整備を促進する。

#### ・補助幹線道路及び地区内道路

子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、病院等への安全で快適な交通ネットワークづくりに努める。

### c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

- ・一般国道55号牟岐バイパス
- ・阿南安芸自動車道
- ・(一) 日和佐牟岐線

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a) 基本方針

#### ○下水道及び河川の整備方針

##### ・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、合併処理浄化槽の設置を推進する。

##### ・河川

既存施設の適正な機能維持に加え、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに、南海トラフ地震に備えた地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靭化を図る。また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

#### ○整備水準の目標

##### ・下水道

「とくしま生活排水処理構想2017」で位置づけられた合併処理浄化槽の整備を推進する。

#### ・河川

台風等の大気時の増水により洪水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進行する河川は、関係機関の連携により河川改修など機能維持に取り組むとともに避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

#### b) 主要な施設の配置の方針

##### ・下水道

都市下水路が一部整備されており、適切な維持管理に努めるとともに、未整備区間については、住民ニーズを踏まえながら必要に応じて見直しを行う。

##### ・河川

既存施設の維持管理に努めるとともに、洪水を安全に流下させるため築堤や河道掘削等の河川整備や、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。また、砂防事業などの事業進捗を図る。

##### ・海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修などを推進する。

#### c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

##### ・河川

・牟岐川

##### ・海岸

・牟岐漁港海岸

### 4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

#### 1) 市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

### 4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

本区域は、都市計画公園として内妻公園と大牟岐田児童公園の2カ所が整備されている。

公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことが期待できることから、計画的な整備充実を図る。

また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

#### 2) 主要な緑地の配置の方針

##### a) 環境保全系統

牟岐川や内妻川などの河川環境や景勝地を形成する海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

### **b) レクリエーション系統**

内妻公園については、町民のレクリエーション拠点として、スポーツ施設等の設備の充実を図るとともに、自然環境を体験できる広域型の交流拠点としての整備を図る。

市街地での遊休地等を活用したポケットパーク等の身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

### **c) 防災系統**

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努め、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は町民の憩いの場として、地震・津波等、自然災害の発生時には防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

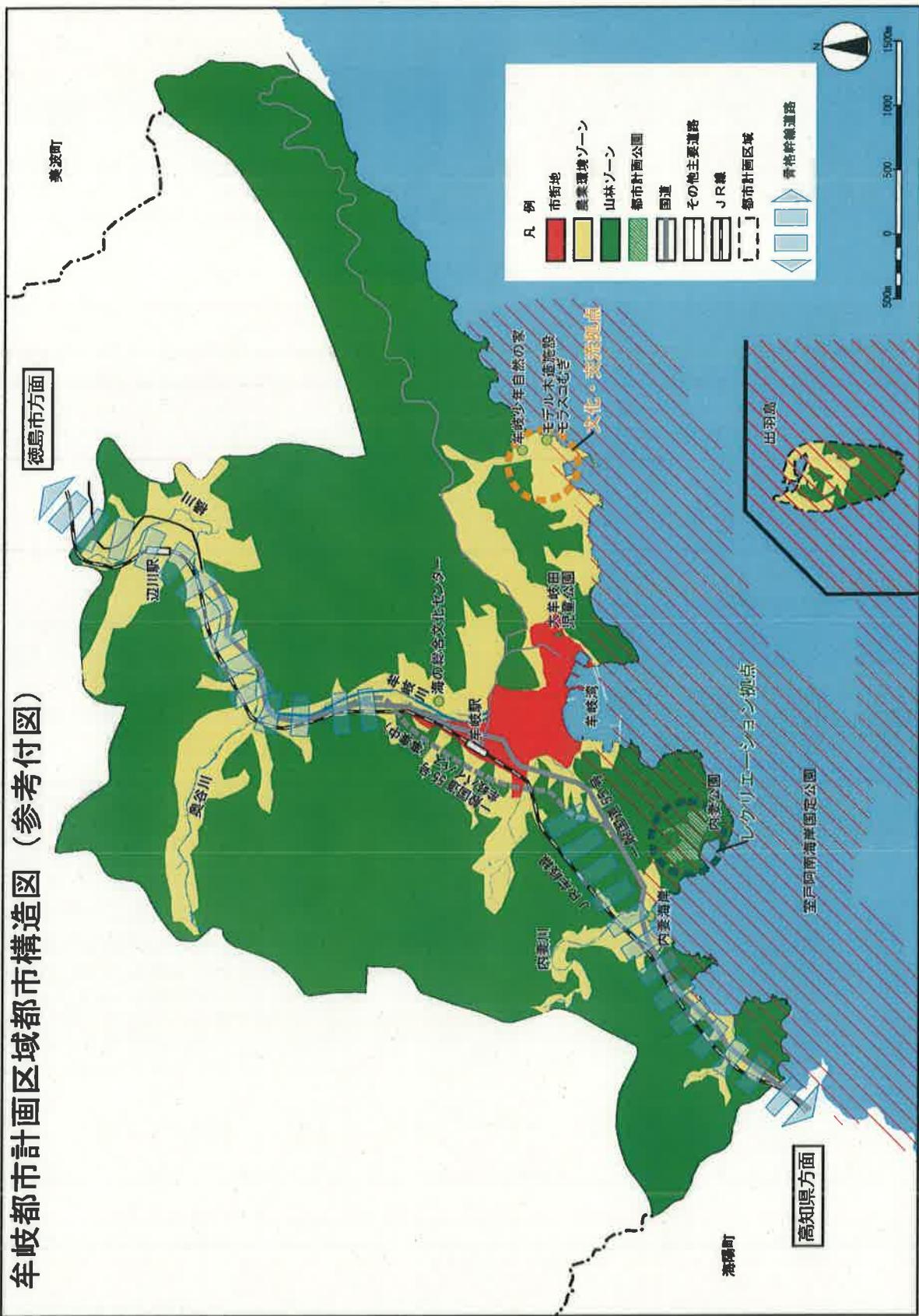
### **d) 景観構成系統**

国定公園を形成する海岸やその周辺部の一体的な景観保全に努めるほか、良好な景観を形成する市街地周辺部の農地や森林の適切な保全を図る。

また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るため、住民による民有地内緑化等の推進を図る。

さらに、出羽島「重要伝統的建造物群保存地区」においては、地域のコミュニティの活性化と町並みの保全による良好な景観の形成を進める。

## 牟岐都市計画区域都市構造図（参考付図）



※上記は、マスターplan（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

